

第18回

避難行動要支援者避難支援制度

災害による犠牲者を減らすために

東日本大震災では、高齢の方や障害のある方が多く犠牲になりました。また、消防職員・消防団員・民生委員など支援に向かった方々も多数犠牲となりました。この教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正で「避難行動要支援者避難支援制度」が作られ、大きく次の3つのことが決められました。

①災害が発生した時等に自分の力で避難することが難しい方で、特に支援が必要な方を避難行動要支援者とし、あらかじめ対象者の名簿を作成すること

②避難行動要支援者のうち、個人情報を提供することに同意した方の名簿をあらかじめ避難支援関係者（自主防災会・民生委員・社会福祉協議会・警察・消防等）に提供すること
③災害が発生した時や災害発生のお

それがある時は、本人の同意の有無に関わらず避難支援関係者へ名簿情報を提供できること

このように、避難行動要支援者の名簿をあらかじめ作成しておくことで、災害時の安否確認や避難支援に役立ちます。

同意者名簿への登録について

入間市では、平成29年度から、前述の②にあたる避難行動要支援者の同意者名簿の作成・提供・更新を行っています。平成31年度の名簿を作成するために、平成30年12月1日を基準に新しく避難行動要支援者の対象となった方に、同意者名簿に記載するための同意確認書類を4月上旬にお送りします。個人情報提供について同意いただける場合は、5月7日(火)までに危機管理課へご提出ください。また、これまでに登録案内を受け取り、同意を保留されている方も登録することができます。なお、期日を過ぎて提出された場合は、翌年度分からの名簿登載となります。

避難行動要支援者避難支援制度は、災害時に支援が必要な方と支援する方の生命を一人でも多く守るために作られた制度です。いざという時に安全に避難するためには、自助の次に地域の絆である共助が大切です。制度を活用し、地域の方々との関係を築いておきましょう。